## 高知県リサイクル製品等認定制度シンボルマーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は「高知県リサイクル製品等認定要綱」(以下「要綱」という。) に基づき県が認定したリサイクル製品、または環境配慮型事業所であることを表示するためのシンボルマークの使用について必要な事項を定めるものとする。

(シンボルマークのデザイン)

第2条 前条のシンボルマークのデザインは、別図のとおりとし、「高知県リサイクル製品 等認定制度シンボルマーク」(以下「シンボルマーク」という。)と称する。

(シンボルマークの使用制限)

- 第3条 シンボルマークは、高知県のほか、次に掲げる者以外は使用することはできない。
  - (1)要綱第3条第1項及び第2項に基づき認定を受けている者
  - (2) その他知事が認めた者
- 2 シンボルマークは、要綱に基づき認定されたリサイクル製品及び環境配慮型事業所のみに対し使用するものとし、類似の製品や、他の事業所等に使用することはできない。

(シンボルマークの使用方法)

- 第4条 シンボルマークは、原則として別図の文字の組み合わせ例のとおり「高知県認定 リサイクル製品」、「高知県認定環境配慮型事業所」又は「高知県認定エコショップ」の 文字と併せて表示するものとする。ただし印刷物等の仕様によっては単体での使用を認 めるものとする。
- 2 シンボルマークの色は、原則として別図に定める指定のカラーを使用するものとする。 ただし、印刷物等の仕様によりそれにより難い場合は、別途協議を行うものとする。
- 3 シンボルマークの図形を変形(縦横比が等しい拡大又は縮小を除く。)し、他の図形も しくは第1項に規定する文字以外の文字を同時に使用してはならない。ただし、やむを 得ない事情があると知事が認めるときはこの限りでない。

(届出)

第5条 第3条第1号及び第2号に掲げる者であってシンボルマークを使用しようとする者(以下「シンボルマーク使用者」という。)は、あらかじめ「高知県リサイクル製品等認定制度シンボルマーク使用届」(別紙様式)を知事あてに提出するものとする。

(苦情の処理)

第6条 シンボルマーク使用者は、その使用に際し、消費者等から苦情があった場合には 責任を持ってその処理に当たらなければならない。

(報告)

第7条 知事は、シンボルマーク使用者に対して、必要に応じてその作成及び使用状況等 について報告を求めることができる。

(事務局)

第8条 シンボルマークの運用に関する事務局は、林業振興・環境部環境対策課に置く。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、シンボルマークの使用に関して必要な事項は事務 局が定める。 附則

この要領は、平成17年 1月24日から施行する。 附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。 附 則

この要領は、平成22年 1月20日から施工する。